

# 石川県防災会議（議事要旨）

## 1 日時

令和5年5月25日(木) 13時00分～14時20分

## 2 場所

石川県地場産業振興センター 本館 大ホール

## 3 出席者

防災会議会長（馳知事）ほか 委員43人

## 4 議題

- ① 石川県地域防災計画（一般災害対策編等）の見直しについて
- ② 石川県地域防災計画（原子力防災計画編）の見直しについて
- ③ 令和5年度石川県水防計画の策定について

## 5 報告

- ①石川県地震被害想定の見直しについて（震災対策部会報告）
- ②津波災害警戒区域の指定について
- ③安否不明者の氏名等公表について
- ④防災DXの推進について

## 6 議事要旨

### (1) 議事概要

会長（馳石川県知事）のあいさつに続き、令和5年5月5日に能登地方で発生した地震について事務局より報告した後、会長が議長となって議事に入った。

議題①「石川県地域防災計画（一般災害対策編等）の見直しについて」、

議題②「石川県地域防災計画（原子力防災計画編）の見直しについて」、

議題③「令和5年度石川県水防計画の策定について」

を事務局から説明し、原子力防災対策部会長である齊藤委員による補足説明の後、原案のとおり承認された。

その後、報告事項として、

- ①石川県地震被害想定の見直しについて（震災対策部会報告）
- ②津波災害警戒区域の指定について
- ③安否不明者の氏名等公表について
- ④ 防災DXの推進について

を事務局から説明し、震災対策部会長である室崎委員による補足説明を行った。その後、全体を通しての質疑応答を行った。

## (2) 補足説明要旨

### ○議事

#### ・齊藤委員（石川県原子力防災対策部会 部会長）による補足説明要旨

今回の改訂は、原子力災害対策指針の改正にそったもの。

内容は、放射線被ばくの恐れがある環境下で、原子力災害対策・応急対策に従事する方々が、安全を確保したうえで円滑に原子力災害に従事するために防護の基準、数値というものを定めたもの。数値は、先ほど事務局から紹介があったように、日常、放射線業務に従事する方々の数値。

応急対策に従事する方々が所属する組織、それから当該者の線量計やマスクなどの防護措置、それから連絡系統等を整備した上で、原子力防災訓練を円滑にして実施することが必要になる。

### ○報告

#### ・室崎委員（石川県震災対策部会 部会長）による補足説明要旨

今年2月に震災対策部会を開き、石川県の地震被害想定の見直しを決定した。その最大の原因は、現在の被害想定が4半世紀前であり、社会情勢の変化や地震に対する科学調査が進んだことなど、時代背景をしっかりと踏まえたものにしたいということ。

1番目のポイントは、現在、地震の活動期を迎えており、巨大な日本海の地震が起こるかもしれないということで、石川県に襲いかかろうとする地震のリスクにしっかりと向き合うということ。

断層の調査が非常に進んでおり、石川県に影響を与えると考えられる断層が増えてきている。石川県の中の断層だけではなく、隣県の断層が動いて石川県に被害が起きることもあり、まさに石川に大きな被害をもたらす断層を、できる限り全て取り上げてしっかりと被害想定をしたいと思っている。今までは4つの断層だったのを、今回の被害想定では10の断層、倍以上に増やして検討する。

2番目は、社会状況がすごく変わっており、高齢化・過疎が進んでいるところもあるため、そういう状況もしっかり反映したい。

社会情勢は悪いことばかりではなく、耐震化が進んでいるとか、あるいは防災教育が進んでいるとか、石川県で言うと地域の防災リーダーもどんどん増えてきていることなど、そういったプラス面もしっかり想定の中に入れて考えたい。新しい社会に合わせた形にしたいというのがポイント。

3番目は、社会状況は変化するし、地震の規模や形態が変わることと関連して、最近の災害は被害の状況がずいぶん変わってきているということ。

例えば土砂災害などの複合災害や、人口流動の流れの中で帰宅困難者が大量に発生するというようなこと、ブロック塀の倒壊、コロナ感染症と地震災害の複合というようなことも考えられるので、そういった新しい被害の特徴をしっかりと踏まえた上での、被害項目を増やさないといけない。

また、今回の珠洲の地震で、屋根瓦が崩れただけで雨漏りをするだとか、あるいは外

から見るとあまり大きな被害はないように思えるけど、家の中では家具が転倒したりするという事など、今までそういうことを充分検討してこなかったのが、間接被害、生活被害みたいなものも着目するような形で、被害項目を増やしてしっかりと検討していきたいというふうに思っている。地震の被害から拾い上げて社会の状況等の変化をしっかりと取り込んだような形で、被害想定を2年間で修正していきたい。

### (3) 質疑応答・意見の要旨

#### ○議事

#### ・質疑（能美市社会福祉協議会常務理事）

昨年8月の大雨に際して、能美市の西川という小さな川が氾濫し、冠水したような状態となった。今回、説明のあった水防計画の見直しについて、こういった水位周知河川以外の小規模河川として、洪水浸水想定区域に指定されたということで、大変良かったと思っている。

こういった指定をされたということについては、私達県民にどのような手段でお知らせがあるのか。

#### ・回答（鈴見土木部長・事務局）

小規模河川の洪水浸水想定区域図について、お手元の水防計画、30ページ、31ページに具体的な河川の名前を記載させていただいている。これまでは30ページの上部、国土交通大臣が指定した河川、真ん中の水位周知河川、これだけであったが、今回新たにこの30ページの下と31ページに掲載させていただいている河川を追加させていただいたところ。

今、ご指摘のあった西川については、この30ページの左の下の表の中ほどのところで、指定させていただいている。

周知方法としては、まずホームページにまず掲載をさせていただいた。ただ、ホームページだけではなかなか分からないということで、5月27日の土曜日に、県のほっと石川という情報番組でも周知をさせていただく。

また、県政出前講座で、洪水への備えはどうかというようなお題をいただければ、それぞれの地域に合わせて、具体の図面でご説明を差し上げる。

また、消防団とか警察等の方々については、出水期前、県内の土木事務所や市町で水防会議を開催するため、そこで区域図を配布して、水防活動に役立てていただきたいと考えている。

#### ・意見（公益社団法人石川県看護協会会長）

資料2-2の4番目、協定の締結内容について、その③のNPOのボランティア団体を見ると、被災者のニーズ把握や課題への対応ということで、非常に直接的な、実践的な支援と見てとれる。私ども看護も、非常にそういうところに近い、生活支援、被害への支援の部門であり、災害看護学会等がいち早く駆けつけて、この団体とともに、保健所

の指揮のもと、一緒に活動させていただいたことを、この学会のホームページなどで克明に記録を発信しておられたので、私どももそれを参考にしながら、状況を刻々と掴んでいったところ。

そこで、このような災害のときに、熱いマインドを持って貢献したいという思いの方がたくさんいらっしゃるが、それを受援する体制が非常に重要で、平素からこのような協定に基づいて、ある程度予定行動が想定できれば、非常に動きやすいかと思ひ、そのような申し出がある社会活動等については、こういった枠組みで入れていただければ非常に有益ではないかなと思ったことが一点目。

そして、その後の報告について、現地に行ったというだけでなく、何をしているのか、どうやってそういうチームに入れたのかと、そういったことがよく分かり大変参考になったということのお知らせと、可能であればそういうことをご検討いただければどうかなというのが、二点目。

それから、もう一つ、先遣隊ということで、知事をはじめ、非常に重責にある皆様もいち早く駆けつけて、ご様子をご覧になっていただけたこと、県民の一人としても非常に心強く思っていた。

私どもも、死者、けが人がいるということで、拠点となる病院が1ヶ所あるので、電話で連絡を取り、邪魔にならないように気をつけながら、まず様子を見せてほしい、手伝うことがあれば、というようなことで、翌日現地に入った。そのようなときに道路の状況が分からないことなどもあり、看護だけで行動するというよりは、複数の職種が連携できるとより安心だったなというふう思ったので、そのような横断的な体制があれば、仲間に入れてほしい。

#### ・回答（南課長・事務局）

貴重なご意見に感謝する。今回の地震で、この協定を結んだ団体は、すぐに県庁の方にリエゾンとして来ていただき、当初はボランティアも専門的なボランティアの方々の必要としていたため、そうした方々のとりまとめを担っていただいた。

どういったお手伝いができるのか、どういった支援が効果的なのか、ご相談いただければ、こうした団体にも相談し、また検討させていただきたいと考えている。

#### ・回答（馳知事・議長）

これはまさしく専門性のある方々の支援。連携して対応いただいた方が良いし、応援いただく看護協会の皆さんも安心だと思われるので、そうした連携を求めていきたいと思う。

## ○報告

### ・質疑（特定非営利活動法人石川県防災士会副理事長）

安否不明者の氏名等公表についての基準見直しについて、国の指針では、発災当初の72時間が人命救助において極めて重要とあるが、この氏名公表というものは、いつ発表されるのかということと、また、どのように、どこに発表されるのか、ということをお教えいただきたい

### ・回答（飯田危機管理監・事務局）

安否不明者の氏名公表については、公表基準の中に、発災後48時間を目途に公表するというようにしている。よく言われているように、発災後72時間というのが人命救助に極めて重要な時間帯ということになっているため、概ね48時間以内を目途に公表するということ。

### ・回答（南課長・事務局）

公表の仕方は、県のホームページでの公表や記者発表などにより、迅速な周知が図られるように行いたいと考えている。

### ・回答（馳知事・議長）

個人情報保護法に配慮することは当然。DVとかストーカー等のことがあった場合、そこは議論した上で公表になると思う。

早く公表した分は安否の確認はできるということは、家族や会社の人、地域の人への安心に繋がるわけであるため、ここはマスコミの皆さんにも協力をいただいた上で、県として、また市町としてもですね、情報を共有した上で、この共有を経て、できる限り速やかに公表できるようにすると、この方針であることは間違いない。

ただ、具体手続きについては、どういう種類の災害なのか、どの程度のものなのか、想定される通報状況がどうなのか、おそらくそれによって、一律にはいかないんだろうなと思うので、そこはそういった状況を、県としても、危機管理監室を中心に、また、戦略的な広報の観点からも、より県民に対して安全・安心をお届けできるような観点で、取り扱いをすべきと考えている。

### ・意見（特定非営利活動法人石川県防災士会副理事長）

先ほど説明の中でもDVやストーカー被害者に対して配慮していこうということだったので、そちらの方もしっかりと配慮していただいた上で、私たちも、公表を見ながら人命救助のお手伝いをしたい。

### ・回答（飯田危機管理監・事務局）

今ほどの報告の補足で、DV等の被害届、住民票の閲覧制限がかかっている方については、当然公表対象から外さなければいけないので、これについては、警察、市町とき

ちんと確認をして公表の可否を判断したいと考えている。

・質疑（公益社団法人石川県看護協会会長）

氏名等公表のことについて、珠洲市も能登の方も観光地ということで、県外から多くの方が旅行にいらっしゃるが、観光客の方々も公表の対象となるのか。

・回答（南課長・事務局）

その地域に住所を有する住民のみならず、今ほどご指摘いただいた観光客の方々も被災者として氏名公表の対象としている。

国の指針では、一時滞在者については、ホテル等の滞在施設や家族・知人から所在が不明であることの情報提供が予想されるとしている。住民登録地の市町に住民基本台帳の閲覧制限等を確認した上で公表することとしている。

・意見（馳知事・議長）

防災DXのことについて、皆さんと想いを共有したいと思う。いわゆるデジタルデバイド、つまり使えない人、使えない地域、これを無くしていくことが私たち行政や、今日参加されている通信事業者の皆さん方としても使命だと思う。

県としては、被災地の崖崩れ起きたところの写真データを送れば、そのまま地図上のデータに反映され、危険地域と知らせることができるというようなシステムも導入しようとしている。

今日お越しの通信事業者さんからも、一般県民がそういった操作できるような講座とか研修など、市町と一緒にご協力をお願いしたいと思うが、いかがか。

・意見（NTTドコモ株式会社：代理出席者）

スマホの使い方についてなど、我々としてもいろいろできることはあるので、自治体と連携して、そういう取り組みをしていきたいと思う。

・意見（馳知事・議長）

やはり、防災対策というのは、私達行政のある意味では最も責任を持ってやらなければいけない事項だと認識している。防災DXとして、SNSを活用して一般住民の皆さん方からも情報収集するときの機能をしっかりと付与して使えるようにする。またその情報を一元化して出せるようにする。